

第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画 (計画期間:令和3年度～5年度)の策定について

保健福祉部 高齢者活躍支援課
地域包括ケア推進課
介護保険課

1 計画の目的と計画策定の根拠

計画の目的

○高齢者福祉計画

長寿社会が抱える高齢者福祉課題に対し、本市の目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を示した計画。

○介護保険事業計画

介護保険法の基本理念を踏まえて、要介護者等に対して必要なサービス等を定め、本市が保険者として介護保険事業を運営するための計画。

本計画に基づき、第1号被保険者の介護保険料を決定する。

計画策定の根拠

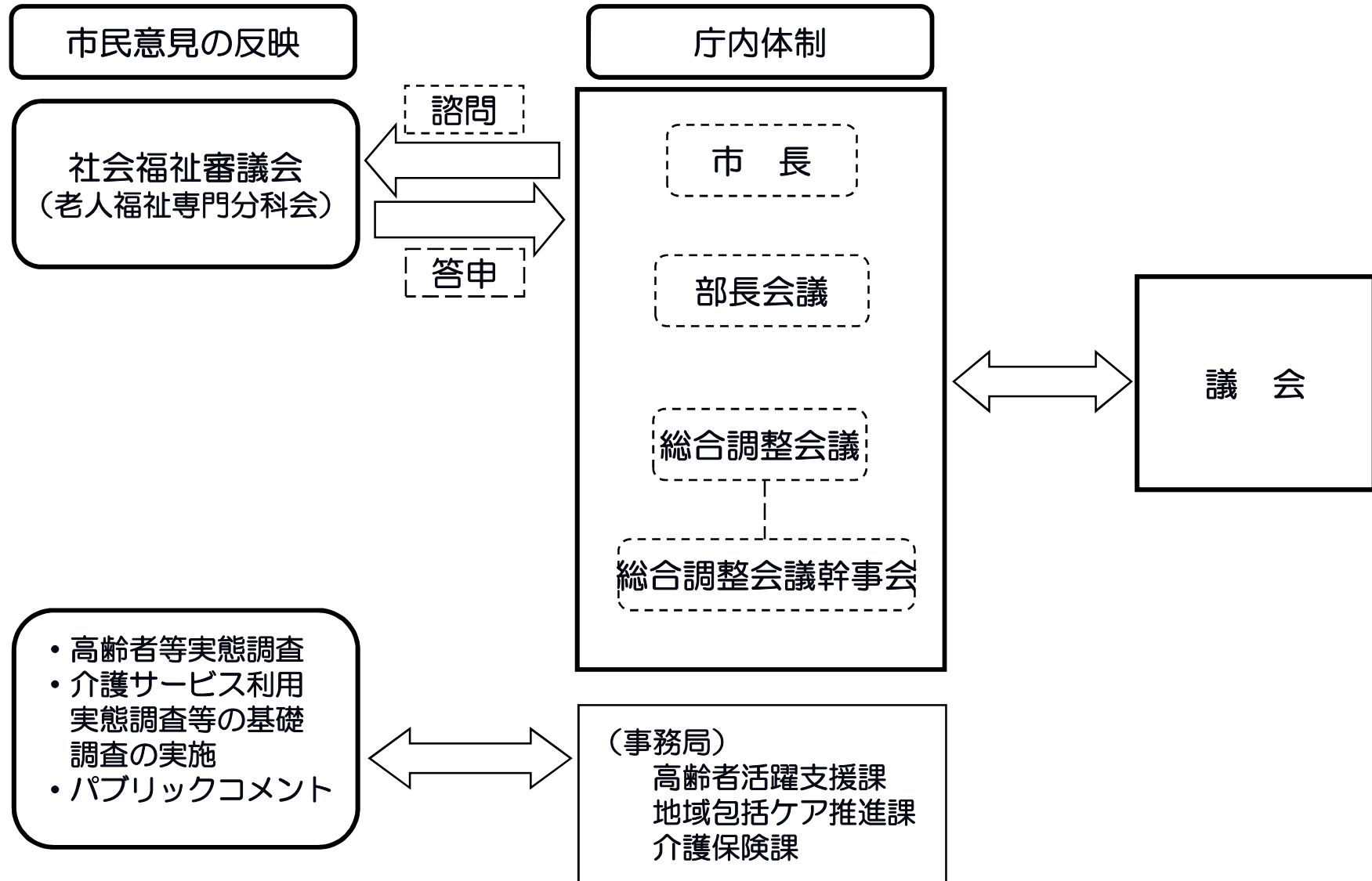
【老人福祉法第20条の8第7項】

市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

【介護保険法第117条第1項】

市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2 計画の策定体制



3 計画策定のスケジュール

令和2年

- ・ 6月2日 長野市社会福祉審議会へ諮問
老人福祉専門分科会(5回程度開催)
- ・ 6月～ 【計画素案作成】【介護保険料算定】
- ・ 12月 会派説明
パブリックコメント実施等

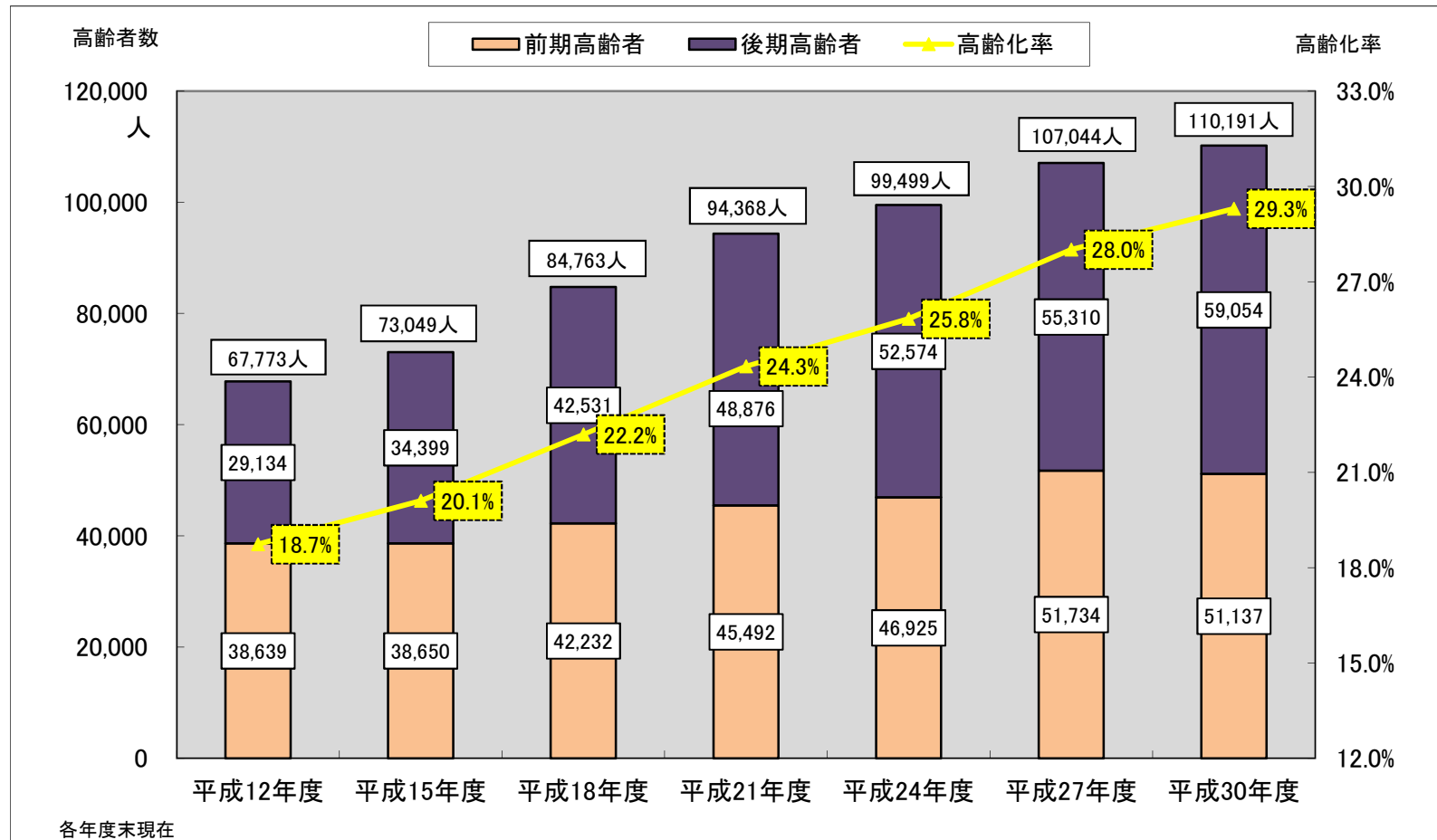
令和3年

- ・ 2月上旬 長野市社会福祉審議会から答申
- ・ 3月 市議会定例会 介護保険条例改正(案)を上程
- ・ 4月 新計画スタート

※総合調整会議を2回程度開催

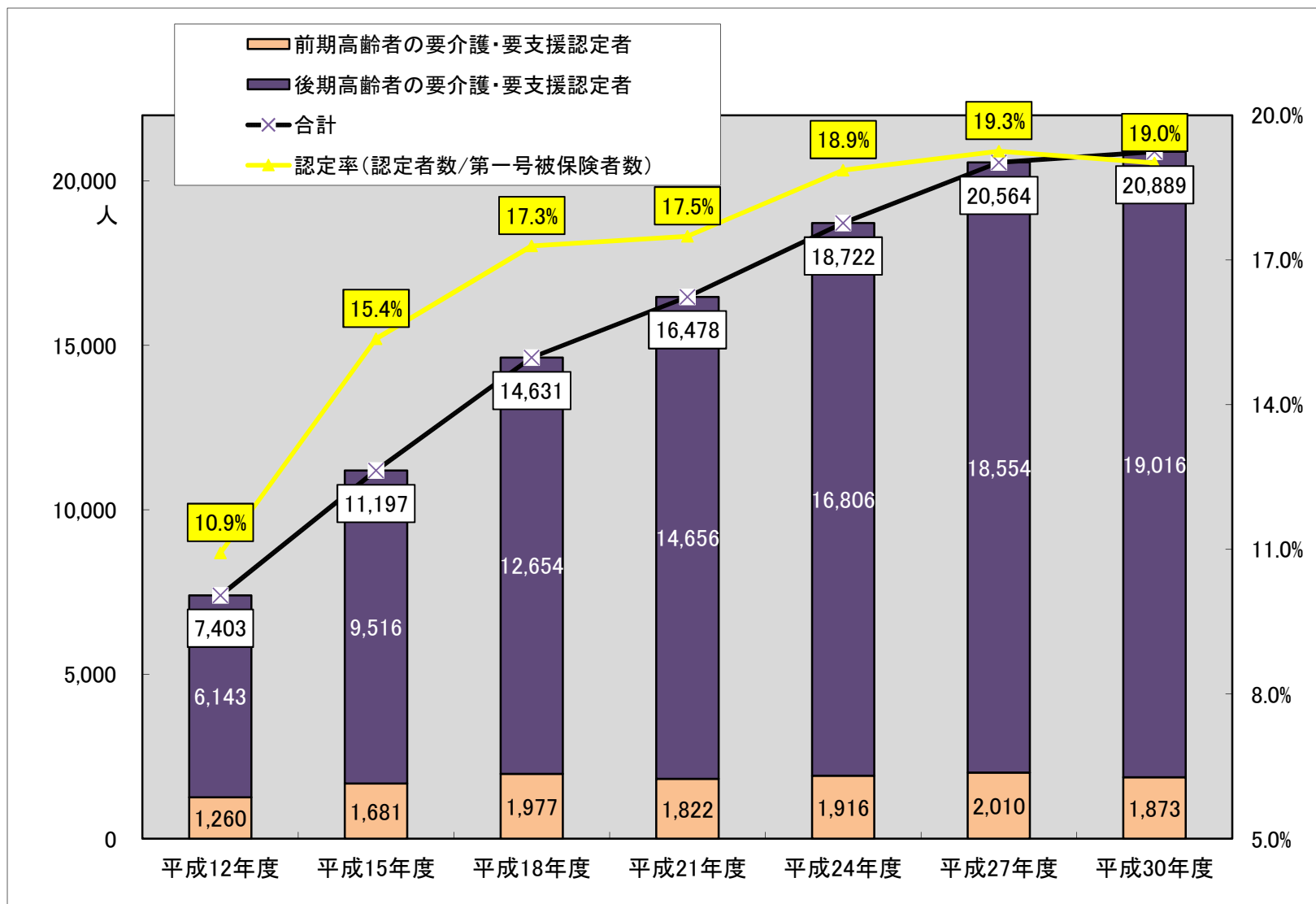
4 本市における高齢者数等の状況

(1) 高齢者数（65歳以上）及び高齢化率



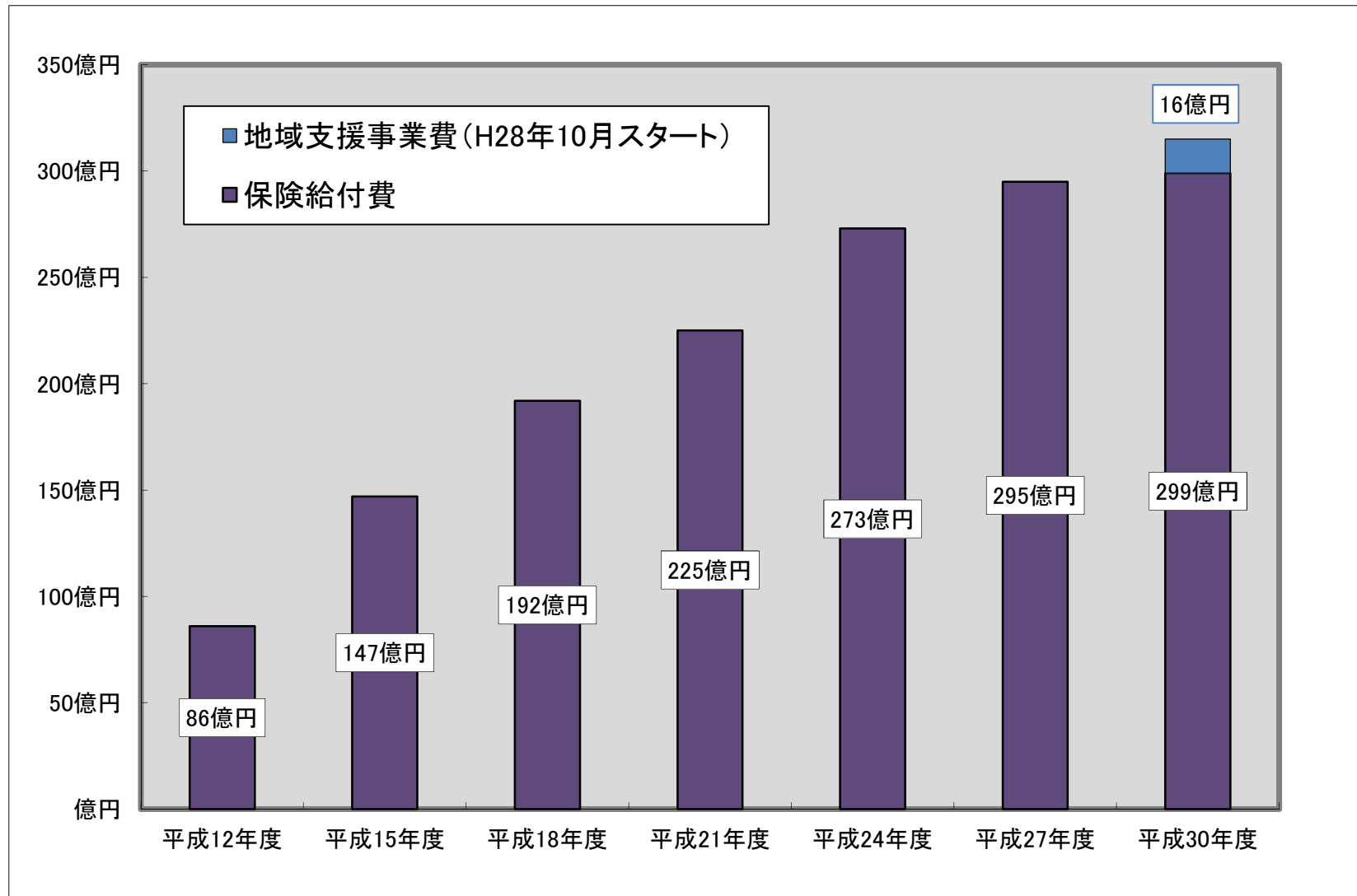
- ・平成30年度を介護保険が始まった平成12年度と比較すると、高齢者数は約1.6倍となっており、高齢化率は10.6ポイント上昇している。
- ・平成18年度から、前期高齢者数（65歳以上75歳未満）に比べ、後期高齢者数（75歳以上）が多くなり、急速に増加しつつある。

(2) 要介護・要支援認定者数、認定率



※ 認定率＝第1号被保険者（65歳以上）における要介護・要支援認定者の割合
 ・認定者数は増加を続けており、平成30年度（20,889人）は、平成12年度（7,403人）の約2.8倍で、認定率は、8.1ポイント上昇している。

(3) 保険給付費《本人負担1割～3割を除く》



- 平成12年度と平成30年度を比較すると、保険給付費は約3.7倍となっている。